

関係各位

公益財団法人沖縄協会

会長 清水 治 (公印省略)

第 47 回 (令和 7 年度) 沖縄研究奨励賞推薦応募についてのご協力方お願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

公益財団法人沖縄協会は、平和で豊かな沖縄県の建設に寄与するために設立された公益法人です。当協会は、戦没者を追悼し世界の恒久平和を願って建設された沖縄平和祈念堂の管理運営をはじめ、沖縄の諸問題の啓発広報を目的とする沖縄振興に資する課題や沖縄の自然・歴史・文化に関する研究の専門家を招いて講演会の開催、沖縄の地域振興及び学術振興に貢献する人材の発掘と育成を目的とする沖縄研究奨励賞などの諸事業を行っております。

さて、本年度の沖縄研究奨励賞は、別紙の沖縄研究奨励賞規則に基づき、下記の日程により実施いたします。つきましては、適格と認められる候補者をご推薦賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 応募開始 令和 7 年 7 月 15 日 (当日消印から有効)
2. 応募締切 令和 7 年 9 月 30 日 (当日消印まで有効)
3. 応募資格
 - ① 沖縄を対象とした優れた研究を行っている。
 - ② 令和 7 年 7 月 15 日現在、50 歳以下。
 - ③ 学協会、大学、研究機関または実績のある研究者から推薦を受けた者。
 - ④ 出身地及び国籍は問わない。
4. 応募書類
 - ① 「沖縄研究奨励賞応募用紙」(応募用紙は沖縄協会ホームページよりダウンロード) 記入は日本語とする。
 - ② 研究成果物 (論文 3 編以内、著書がある場合 1 冊)
 - ③ 研究成果物 (論文または著書) の簡潔な要旨 (A4・縦横書き、1000 字以内) 要旨は日本語とする。
 - ④ 主な研究業績の目録 (著書、論文等 30 点以内)
5. 応募方法 応募書類 (①～④) を添えて郵送により提出する。
6. 受賞者の発表 令和 7 年 12 月上旬
7. 贈呈式・受賞記念講演 令和 8 年 1 月 22 日 (木) パシフィックホテル沖縄 (那覇市) で開催

【応募書類の送付先】

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町 17-6 201

公益財団法人沖縄協会「沖縄研究奨励賞」係

【お問い合わせ】

TEL : 098 (997) 3011 FAX : 098 (997) 2678

<http://www.okinawakyoukai.jp/>

E-mail okinawakyoukai@okinawakyoukai.jp

担当 : 宮里秀明 (h_miyazato@okinawakyoukai.jp)

沖縄研究奨励賞規則

公益財団法人沖縄協会

(目的)

第1条 沖縄の地域振興及び学術振興に貢献する人材を発掘し、育成するため、公益財団法人沖縄協会沖縄研究奨励賞（以下「奨励賞」という。）を設ける。

(対象)

第2条 奨励賞は、沖縄を対象とした将来性豊かな優れた研究（自然科学、人文科学又は社会科学）を行っている50歳以下（7月15日現在）の新進研究者（又はグループ）3名以内に贈る。

(表彰)

第3条 受賞者には、奨励賞として本賞並びに副賞として研究助成金50万円を贈り表彰する。

(選考委員)

第4条 公益財団法人沖縄協会会長（以下「会長」という。）は、学識経験者の中から奨励賞選考委員（以下「委員」という。）若干名を委嘱する。

2 委員は、選考委員会（以下「委員会」という。）を構成し、当該年度の受賞候補者を選考する。

3 委員の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

(選考委員会)

第5条 委員会は、年1回以上会長が招集する。

2 選考委員会に委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選により選任し、委員会の議長を務める。

4 委員会は、当該年度の受賞候補者を決定し、会長に推薦する。

5 委員会のもとに専門委員若干名を置くことができる。

6 委員会に東京地区委員長及び沖縄地区委員長（以下「地区委員長」という。）を置くことができる。

7 地区委員長は、各地区に所属する委員の中から会長が委嘱し、必要に応じて開催する小委員会の議長を務める。

(候補者)

第6条 奨励賞に応募する資格を有する者は、第2条に定める対象に該当し、且つ学会、研究機関若しくは大学又は実績のある自己以外の研究者から推薦を受けた新進研究者又はグループ（以下「候補者」という。）とする。

2 候補者がグループの場合は、1グループを1名とみなす。このとき代表者1名を決めなければならない。

3 前項のグループ構成員は、全員が50歳以下（7月15日現在）でなければならない。

4 候補者の出身地及び国籍は問わないものとする。

(応募方法)

第7条 候補者又は前条第1項により候補者を推薦する者（以下「推薦者」という。）は、「沖縄研究奨励賞推薦応募用紙」（以下「応募書類」という。）に所要事項を日本語で記入するものとする。

なお、応募書類は沖縄協会ホームページよりダウンロードし使用するものとする。

2 候補者がグループの場合は、次により応募書類に記入する。

(1) 「候補者」の欄にグループ名及び代表者名を記入する。ただし、グループ名を持たない場合は、構成員全員の氏名を記入し、且つ代表者を明記する。

(2) 「略歴」の欄にグループの代表者の略歴を記入し、そのほかのメンバーの略歴は、A4縦横書きで作成し、別紙として応募書類に添付する。

3 研究は、継続中のものでも応募の対象となる。

4 候補者又は推薦者（以下「候補者等」という。）は、第1項の応募書類のほか次に掲げる選考書類を提出しなければならない。

- (1) 研究成果物（研究論文3編以内。研究著書がある場合1冊。）
- (2) 前号により提出する研究成果物の簡潔な要旨（それぞれA4縦横書き 1,000字以内）。ただし、研究成果物にすでに要旨（摘要、アブストラクト、サマリー等）が付いている場合には、これをA4に複写し提出することができる。
- (3) 主な研究業績の目録（著書、論文等30点以内）。ただし、第1号により提出する研究成果物には○印を付すものとする。（グループで応募する場合は、構成員それぞれのものを提出する。）
- (4) 研究成果物の要旨は日本語とする。
- 5 選考書類は、返却することができない。ただし、再度の応募に当たっては、著書に限り以前に提出したものを利用することができる。
- 6 応募書類及び選考書類の提出は、郵送によるものとする。

（日程）

第8条 応募書類及び選考書類の受け付け開始は毎7月15日とし、締め切りは9月30日（当日消印有効）とする。

- 2 受賞者の発表は12月とする。
- 3 授賞式は翌年1月沖縄において行う。
- 4 受賞者は、授賞式当日に受賞記念講演を行うものとする。

附則 この規則は、昭和54年4月1日から実施する。

附則 1 第7条第4項第1号に定める研究成果物は、作品をもって代えることはできない。

2 この規則は、平成14年4月1日から実施する。

附則 この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附則 この規則は、平成23年4月1日から実施する。

附則 この規則は、平成25年4月1日から実施する。

附則 この規則は、平成30年4月1日から実施する。

附則 この規則は、令和5年4月1日から実施する。

附則 この規則は、令和7年4月1日から実施する。

選考委員名簿（50音順、敬称略）

赤嶺 政信	（琉球大学名誉教授）
安藤 由美	（琉球大学名誉教授）
上原 静	（沖縄国際大学名誉教授）
大屋 祐輔	（一般財団法人沖縄県北部医療財団理事長）
狩俣 繁久	（琉球大学名誉教授）
櫻井 國俊	（沖縄大学名誉教授）
田名 真之	（沖縄県立博物館・美術館前館長）
西田 睦	（東京大学名誉教授・琉球大学名誉教授）
波照間永吉	（名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻教授）
比嘉 照夫	（名桜大学附属国際EM技術センター長・琉球大学名誉教授）
譜久山當則	（沖縄振興開発金融公庫元理事長）
牧野 浩隆	（沖縄県元副知事）
宮城 隼夫	（琉球大学名誉教授）